

令和7年度

入学案内

(本科)

大阪府立中央聴覚支援学校 高等部

I 応募資格

(1) 入学を志願することのできる者は、次の①及び②に該当する者とする。

① 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者

② 本人及び保護者の住所が府内にある者、高等部専攻科においては、本人の住所が府内にある者で、次の各号のいずれかに該当する者

高等部本科にあつては、

ア 中学校等を卒業した者、又は令和 7 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

(2) なお、以下の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者は志願することができない。

(ア) 高等学校（国公私立のすべての高等学校をさす。以下の(ア)～(エ)において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和 7 年 3 月に卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和 7 年 3 月に卒業する見込みの者並びに高等専門学校の第 4 学年以上に進級した者又は令和 7 年 3 月に進級する見込みの者

(ウ) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又は令和 7 年 3 月に修了する見込みの者

(エ) 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又は令和 7 年 3 月に修了する見込みの者

II 募集学年・学科

高等部 本科第 1 学年

アバレル情報科

インテリア科

普通科（特進・総合・生活応用コース）

※ 普通科 特進コース希望者で、本校の基準に満たない場合は総合コースへの入学となる。

III 通学区域

通学区域は、府内全域とする。

※ 現在、大阪府外に在住し入学日までに大阪府に転居予定の場合は、出願前の確認が必要であるため、在籍校・卒業校を通して本校に問い合わせ、相談すること。

IV 出願、検査等

1 出願

(1) 高等部の出願は1校1学科に限る。

(2) 出願期間及び出願時間

令和7年1月24日(金) 午前9時から1月31日(金) 午後2時

(ア) 志願者による出願登録

志願者情報等の入力期間

令和6年12月4日(水) から令和7年1月31日(金) 午後2時 (※)

(イ) 中学校等の校長による承認期間

令和6年12月4日(水) から令和7年1月31日(金) 午後2時

※ オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

※ オンライン出願システムの利用方法等については、府教育委員会のウェブページ（「オンライン出願システム（府立支援学校）」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shisutemu.html>）で確認すること。

(3) 提出書類等

ア 志願者の調査書（出身学校で作成する）

イ 住民票等の写し（令和5年度以前に卒業した者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも。）の住民票の写し又はこれに代わる証明書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

ウ その他、校長が必要と認める書類（聴覚に関する診断書等）

校長が必要と認める書類の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

エ 普通科受検願

普通科（特進・総合・生活応用コース）を志願するものは、「その他校長が必要と認める書類」の欄に、「普通科受検願（コース選択）」の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

2 検査

令和7年3月11日(火)

※ アパレル情報科、インテリア科、普通科（特進コース、総合コース）の受検者は、「入学者決定検査 日程Ⅰ」のとおり行う。

※ 普通科（生活応用コース）の受検者は、「入学者決定検査 日程Ⅱ」のとおり行う。

V 入学予定者の発表

令和7年3月13日(木)午後2時

※ 入学予定者の発表は、オンライン出願システムと本校HPにより行う。

VI 入学説明会

令和7年3月13日(木)午後2時15分

※ 入学予定者に対し、入学手続に関する説明会を実施する。

※ 本人及び保護者が出席すること。

VII 追入学者決定検査の実施

令和3月17日(月)(時程は入学者決定検査と同じ) 追入学者決定検査

令和3月19日(水)午後2時 追入学予定者発表・説明会

※ 入学者決定検査の当日に出席停止の扱いが定められている感染症(学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く)等に罹患しており、当日すべての検査を受検しなかった者を対象とする。